

トリニダード・トバゴの入国規制措置（7月14日更新）

トリニダード・トバゴ政府は新型コロナウイルス対策として、7月17日より同国の入国規制措置を以下のとおりとする旨発表しました。

1 自国民または永住の在留資格保持者（ワクチン完全接種者）

（1）全ての渡航者は、政府Webサイト（<https://ttravelpass.gov.tt/>）より渡航許可証（TTravel Pass）の申請を行い、ワクチン接種証明書、到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査（鼻腔ぬぐい液）陰性証明書をアップロードする必要がある。渡航許可証申請時（到着72時間前から申請可。フライト搭乗手続き前までに、子どもを含め、全ての渡航者は個別に手続きを完了している必要あり）には、氏名、誕生日、旅券番号等を入力し、渡航、健康状況に係る質問に答える必要があり、一連の申告書の同意手続きを行うこと。同申請手続き完了後、渡航許可証が発行される。

（2）新型コロナウイルスの症状がない場合、検疫措置及び再検査は免除される。

（3）ワクチンを完全接種した未成年者及び大人は同一の規則が課され、ワクチン未接種または、ワクチン未完全接種の未成年者が、ワクチン完全接種者の大人と旅行する場合には、同大人と同じ規則が適用される。また、同未成年者は、到着後3日目から5日目の間に、公共または民間の検査施設で、PCR検査を受ける必要がある。

（4）渡航者は、搭乗時及び到着時に、渡航許可書及びPCR検査陰性証明書の紙媒体または電子コピーを提示すること。

※ワクチン完全接種者：世界保健機関（WHO）が承認したワクチンの規定回数（2回接種ワクチンの2回接種、または1回接種ワクチンの接種）を接種し、その後14日経過した者をワクチン完全接種者とみなす。

2 自国民または永住の在留資格保持者（ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者）

（1）政府Webサイト上での渡航許可申請の際に、到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査（鼻腔ぬぐい液）陰性証明書の確認番号と受領書のコピーを登録すること。フライト搭乗手続き前までに、子どもを含め、全ての渡航者は個別に渡航許可証申請手続きを完了している必要がある（到着72時間前から申請可）。

（2）政府認定ホテルで自費による14日間の義務的検疫措置及びPCR再検査が課される。

(3) また、渡航許可申請手続きの前には、政府認定ホテルの宿泊予約が確認できる書類が必要となり、政府が承認した宿泊施設の空きがない場合、渡航許可証は発行されない。

(4) 入国時には、ピアルコ国際空港から入国する必要がある。

3 自国民以外の渡航者

(1) 新型コロナウイルスワクチンを完全接種した渡航者のみ、入国が許可される。

(2) 全ての渡航者は、政府Webサイト (<https://ttravelpass.gov.tt/>) より渡航許可証 (TTravel Pass) の申請を行い、ワクチン接種証明書、到着72時間前以内に受けたRT-PCR検査（鼻腔ぬぐい液。2歳以上の者全てが対象）陰性証明書をアップロードする必要がある。渡航許可証申請時（到着72時間前から申請可。フライト搭乗手続き前までに、子どもを含め、全ての渡航者は個別に手続き完了している必要あり）には、氏名、誕生日、旅券番号等を入力し、渡航、健康状況に係る質問に答える必要があり、一連の申告書の同意手続きを行うこと。同申請手続き完了後、渡航許可証が発行される。

(3) 渡航者は、搭乗時及び到着時に渡航許可書及びPCR検査陰性証明書の紙媒体または電子コピーを提示すること。

(4) 検疫措置及び再検査は免除される。

※ワクチン完全接種者：世界保健機関（WHO）が承認したワクチンの規定回数（2回接種ワクチンの2回接種、または1回接種ワクチンの接種）を接種し、その後14日経過した者をワクチン完全接種者とみなす。

同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府ホームページ

<https://ttravelpass.gov.tt/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号1-868）628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。